

資産等報告書に関する
審 査 報 告 書

平成29年 8 月 23 日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている市長，副市長2名，教育長（以下「市長等」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）24名並びに同条第3項の規定により資産等報告書の提出を義務付けられている当該職を退いた副市長（以下「元副市長」という。）1名は，資産等報告書を市長等及び元副市長にあつては市長に，議員にあつては議長に提出した。国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は，市長等，議員及び元副市長の資産等報告書を6月15日に市長より受け取り，審査を求められた。

2 審査の経過

平成29年7月19日及び8月23日に審査会を開催した。審査の概要は，次のとおりである。

第1回 7月19日（水） 資産等報告書の審査

第2回 8月23日（水） 資産等報告書の審査並びに審査報告書の検討及び作成

3 審査の内容及び結果

審査会は，公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため，市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ，条例等（条例，国分寺市政治倫理条例施行規則（平成14年規則第4号），国分寺市教育委員会教育長の政治倫理に関する規則（平成14年教育委員会規則第5号）及び国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程（平成14年議会訓令第2号）をいう。）及び審査会で諮った審査方法により公正を旨として，市長等，議員及び元副市長の資産等報告書の審査を行った。

審査の結果は、以下のとおりである。

(1) 資産等報告書中(1)「資産等」に関する部分

ア「土地」、イ「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、ウ「建物」、エ「預金・貯金」、オ「有価証券」、カ「動産」、キ「ゴルフ場の利用に関する権利」、ク「貸付金」及びケ「借入金」について、不明確な記載は認められなかった。

(2) 資産等報告書中(2)「収入、贈与等」に関する部分

ア「給与、事業収入、賃貸料、報酬、謝礼金、不動産譲渡収入その他これらに類する収入」及びイ「贈与及びもてなし」について不明確な記載は認められなかった。

(3) 資産等報告書中(3)「税等の納付状況」に関する部分

「税等の納付状況」について不明確な記載は認められなかった。

4 審査会の指摘・要望事項

資産等報告書の審査に当たり、平成14年度の審査会設置から15年間にわたり審査を行いやすくするために工夫すべき点、条例の趣旨をより生かすために改善すべき点等を、審査会の指摘・要望事項とし提言を行ってきた。

平成28年度は、条例の目的をよりよく活かし、審査が適正に行われるよう記載内容及び必要な添付資料について、8項目の提言を行った。一部改善された点も見受けられたが、今回も引き続き、未だ改善されていない点及び更に改善すべき点等について、以下の提言を行う。市長等及び議員におかれても、条例の目的を尊重し、以下の指摘・要望事項について十分検討していただきたい。

- (1) 預貯金については、所有する全ての普通預貯金を含む総額を開示し、かつ、その証明書類を添付することを求める。（審査会の平成14年度から平成16年度までの3年続けての提言を受け、1口座につき1,000,000円を超

える普通預貯金等を報告事項に含める改正を行ったことは、市民の理解を得ることや条例の実効性の担保の観点から評価するものである。さらに、所有する全ての普通預貯金を開示することで、資産の状況の把握がより厳格になされることとなり、市長等及び議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するという条例の目的の実現に資するものと考えため、引き続き提言するものである。)

- (2) 資産等報告書の閲覧に関しては、条例第5条第7項の規定に基づき、市の掲示板への告示により周知しているが、閲覧者は少ないのが現状である。市報に閲覧が可能である旨が掲載されているが、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とした条例の趣旨を踏まえ、今後更に、資産等報告書の閲覧について市民に対して広く公表することも提言としたい。
- (3) 株券及び株券以外の有価証券の金融商品を売却した場合については、売却による収入を「収入・贈与等」のアにおける「これらに類する収入」として整理し、資産等報告書に記載するべきである。この場合において、売却に係る経費を差し引く前の額を記載することが望ましい。
- (4) 固定資産を共有する場合における資産等報告書の記載については、本人の持分に係る状況がより明らかになるよう、様式及び審査資料の記載の仕方について工夫を求める。

5 審査会委員

職 名	氏 名	職 業
会 長	佐々木 隆 志	大 学 教 授
副会長	長 野 啓 江	税 理 士
委 員	吉 野 英 雄	税 理 士
委 員	酒 井 雅 弘	弁 護 士
委 員	國 松 偉公子	司法書士・行政書士